

湘南港クルーザーヨット保管施設年間利用者募集要項

- 申込み受付期間 平成24年9月17日(月)～平成24年10月19日(金)
- 申込み受付方法 申込み先への郵送(平成24年10月19日**必着**)または湘南港窓口へ提出。
- 申込み先 株式会社湘南なぎさパーク湘南港管理部(湘南港江の島ヨットハーバー)
〒251-0036 藤沢市江の島1-12-2
- 問い合わせ先
 - <ヨットハーバー及び艇に関する問い合わせや募集全般に関する問い合わせ>
 - 株式会社湘南なぎさパーク湘南港管理部(湘南港江の島ヨットハーバー)
 - TEL 0466-22-2128 (火曜日を除く午前8時30分から午後5時)
 - <募集事務に関する問い合わせ>
 - 神奈川県藤沢土木事務所(許認可指導課)
 - TEL 0466-26-2111 (土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

○ 募集の内容

区 分	艇 の 長 さ	艇 の 幅	艇 数
A:クルーザーヨット(係留)	11.0m以下	3.5m以下	1 艇
B:クルーザーヨット(陸置)	7.5m以下(25fクラスまで)	3.0m以下	1 艇

- 注) 1 今回募集するクルーザーヨットとは、帆走を原則とする船室を有する艇で、出入港の際の補助動力を有する艇とします。
- 2 艇の長さ及び艇の幅は、船舶検査証書に記載されている長さではなく、付属品を含んで実測した艇の全長・全幅をいいます。
- 3 係留の募集を行うバース(区分A)はクルーザー係留ヤードの南西側角地であるため、次のことに留意してください。
- ① 前側及び右側が岸壁であるため、回頭スペースに制限があります。
(参考:ポンツーン長12m、ポンツーン先端からプロムナード岸壁まで17.4m、ポンツーンから横側岸壁まで11.9m)
 - ② 北風の強い場合には、海面流入ゴミのたまり場であるため、ゴミの回収作業の時間によっては出入りの一時的な制限が生じる場合があります。

応 募 資 格

- ・ 本人名義で艇を所有しているか又は所有する予定がある方。(共同利用者含む)
- ・ 本人若しくは同一世帯の方が、既に湘南港で保管施設の利用承認を受けていない方。(共同利用者も含む)
- ・ 共同利用者も同一艇の共同所有権を有することが必要です。
- ・ 同一世帯及び同一艇からの申し込みは一通のみとし、複数の応募は無効となります。
(区分A(係留)と区分B(陸置)を同時に応募することはできません)

<目次>

- 1 募集の申込みから抽選まで
- 2 当選後の手続き
- 3 募集の申込みについての注意事項及び主な利用条件
- 4 募集の申込みに必要な書類
- 5 当選した場合に必要な書類（利用承認申請書類）
申込書（裏面 共同利用者名簿）

応募にあたっては条件がありますので、この募集要項を最後までよく読んで申し込んでください。

1 募集の申込みから抽選まで

申込みの受付

- 受付期間 平成24年9月17日（月）～平成24年10月19日（金）
- 受付方法 郵送及び湘南港窓口（10月19日必着）
- 申込先等 別添の「湘南港クルーザーヨット保管施設年間利用者募集申込書」に必要な事項を記載のうえ、株式会社湘南なぎさパーク 湘南港管理部へ郵送または窓口に提出してください。（火曜日を除く午前8時30分から午後5時）
 - ・ 郵送された応募書類は、お返しできません。
 - ・ 応募書類に不備がある場合又は募集申込書に虚偽の記載がある場合は、申込みを無効とします。

抽選番号通知

- 受付期間終了後、平成24年10月24日（水）までに申請人宛てに「抽選番号」を発送します。
 - ・ 平成24年10月24日までに「抽選番号」の通知がない場合は株式会社湘南なぎさパーク 湘南港管理部までご連絡ください。
 - ・ 「抽選番号」を通知した後であっても、応募資格がないことが判明した場合には、抽選に参加できません。

抽 選

- 応募数が募集数を超えた場合は、抽選を行います。
 - ・ 抽選日時 平成24年10月31日（水） 午前10時から
 - ・ 抽選場所 江の島ヨットハーバー2階大会議室（藤沢市江の島1-12-2）
 - ・ 抽選は公開で行いますが、抽選会への出欠は当落に関係ありません。
- 抽選方法
 - ・ 当選者が辞退したときなどのために、一定数の「補欠順位」を抽選により決定します。
 - ・ 抽選日（平成24年10月31日）までの間に、さらに利用を廃止した同種の保管場所が生じた場合は、それを募集数に加えて抽選を行います。
 - ・ 当選者が辞退した場合は、「補欠順位」に従って利用者を決定します。
- 抽選結果をお知らせする方法
 - ・ 抽選日（平成24年10月31日）の午後1時以降に、江の島ヨットハーバーフロント掲示板に抽選結果を掲示するとともに、江の島ヨットハーバーホームページに掲載します。

<http://enoshima-yacht-harbor.jp>

- ・ 文書による通知 平成24年10月31日以降、応募者全員に抽選結果を通知します。
- ・ 電話による問い合わせにはお答えできません。
- ・ 当選者には、艇を搬入する期間をお知らせするとともに、利用承認申請手続きに必要な書類をお送りします。

2 当選後の手続き

利用承認申請手続き

- 平成24年11月14日(水)までに、株式会社湘南なぎさパーク湘南港管理部に住民票又は外国人登録原票記載事項証明書の抄本を提出し、艇の搬入予定日をご連絡ください。
- 艇を搬入する日までに、利用承認申請書類（後述P4の5・当選した場合に必要な書類）を提出してください。

艇の搬入及び艇長・艇幅の実測

- 艇の搬入は、株式会社湘南なぎさパーク湘南港管理部と日程調整のうえ、平成24年11月15日(木)から平成25年2月15日(金)までに行ってください。なお、土曜日、日曜日、祭日は混雑しますので、原則として休港日を除く平日に搬入するようにしてください。
- 艇を江の島ヨットハーバーに搬入する際に、艇の「長さ・幅」を実測し、募集した施設の規格内であるかどうかを、株式会社湘南なぎさパーク社員が確認します。
- 利用料(1年分)に相当する神奈川県収入証紙を購入して申請書に貼付してください。なお、神奈川県収入証紙は江の島ヨットハーバーフロントで販売しています。

3 募集の申込みについての注意事項及び主な利用条件

- (1) 応募書類を受け付けた後は、その内容を変更できません。
- (2) 応募書類に不備又は虚偽の記載があることが判明した場合、艇の「長さ・幅」が募集した施設の規格内でない場合、又は、上記の艇搬入期間内に艇を搬入して利用承認申請手続きを行わない場合には、申込み又は当選を無効とします。
- (3) 施設利用に際しての主な条件は、次のとおりです。

利用できる者の範囲	利用を承認された者及び利用承認申請時に登録した※「共同利用者」並びにこれらの者の同伴者 ※共同利用者とは、小型船舶登録事項証明書に記載された当該艇所有権を有する方をいいます。
艇の変更	新たに利用承認を受けた日が属する年度の4月1日から起算して5年間に限り、艇の変更が1回は認められます。
名義変更	相続により名義変更(地位の承継)を行う場合には、認められますが、「権利の譲渡」はできません。

- (4) 施設の利用承認期間は1年間ですが、継続のための利用承認申請を審査した結果、特別な支障がないと認められれば、継続利用できます。
ただし、病気その他の特別な理由がなく、利用承認を受けた期間中に1度も出港しなかった場合は、継続利用を承認できません。
- (5) 営利を目的として施設を利用したり、施設内外で船艇を利用した営業行為を行うことはできません。

(6) 休港日及び施設の利用時間は次のとおりです。

- ア 休 港 日 火曜日(4月29日から5月5日まで及び6月1日から8月31日までの間を除き、その日が祝日に当たるときはその翌日)5月6日以降の最初の水曜日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)
- イ 施設の利用時間 4月29日から5月5日までの期間並びに5月6日から6月30日までの間の土曜日及び日曜日並びに7月1日から8月31日までの期間
- (窓口) 午前8時から午後6時まで
(建物) 午前7時30分から午後7時まで
- その他の期間 (窓口) 午前8時から午後5時まで
(建物) 午前8時30分から午後6時まで

(7) 施設の管理上必要がある場合は、利用を承認した施設を変更したり、臨時的に艇を移動していただくことがあります。

(8) 年間の利用料(平成24年4月1日現在の消費税を含む金額)は、次のとおりです。

ただし、利用料の額を定めている「港湾の設置及び管理等に関する条例」が改正された場合は、現行の利用料の額が変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

【クルーザーヨット年間係留料—抜粋】

艇 の 長 さ	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
6.0m以下のもの	378,530円	454,220円
6.0mを超え 6.5m以下のもの	491,980円	590,390円
6.5mを超え 7.0m以下のもの	547,270円	656,660円
7.0mを超え 7.5m以下のもの	607,330円	728,730円
7.5mを超え 8.0m以下のもの	673,440円	808,170円
8.0mを超え 8.5m以下のもの	760,270円	912,360円
8.5mを超え 9.0m以下のもの	851,740円	1,022,050円
9.0mを超え 9.5m以下のもの	919,600円	1,103,520円
9.5mを超え10.0m以下のもの	985,870円	1,183,120円
10.0mを超え10.5m以下のもの	1,051,700円	1,262,690円
10.5mを超え11.0m以下のもの	1,117,530円	1,342,260円

【クルーザーヨット年間陸置料—抜粋】

艇 の 長 さ	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
5.5mを超え 6.0m以下のもの	289,110円	346,990円
6.0mを超え 6.5m以下のもの	322,110円	386,500円
6.5mを超え 7.0m以下のもの	361,460円	433,820円
7.0mを超え 7.5m以下のもの	414,000円	496,760円
7.5mを超え 8.0m以下のもの	479,840円	575,770円

4 募集の申込みに必要な書類

申込書	・この募集要項に添付されている「湘南港クルーザーヨット保管施設年間利用者募集申込書」に必要な事項を記載してください。 ・共同利用者については、裏面に記載してください。
返信用封筒	・2通（抽選番号及び抽選結果を通知する際に使用します。応募者の氏名、住所、郵便番号を記載し、80円切手を貼ってください。）

5 当選した場合に必要な書類等（利用承認申請書類）

<平成24年11月14日までに>

応募者本人の3か月以内に交付を受けた住民票又は外国人登録原票記載事項証明書（応募者本人の氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。）を株式会社湘南なぎさパーク湘南港管理部に提出してください。

また、艇の搬入予定日を株式会社湘南なぎさパーク湘南港管理部までご連絡ください。

<艇を搬入する日までに>

次の書類を株式会社湘南なぎさパーク湘南港管理部に提出してください。（郵送による申請はできません）。

なお、申請に際しては、当選した本人であることを確認できる身分証明書（運転免許証など顔写真付きのもの）を必ず持参してください。

(1) 利用承認申請書(抽選結果をお知らせする際に、当選者にお送りします。)

(2) 添付書類

① 誓約書(抽選結果をお知らせする際に、当選者にお送りします。)

② 艇の横全景写真(裏面に申請者の氏名を記載のうえ、A4判の紙に貼ってください。)

③ 艇のカタログ又は図面(寸法等の仕様がわかるもの。)

※陸置保管については船台の寸法が判明する図面も必要です。

④ 小型船舶の登録等に関する法律に規定する「登録事項証明書」の写し(その艇が、適法に航行できるものであること及び申請者がその艇の所有者であることを確認します。)

⑤ 海技免状の写し

⑥ 共同利用者全員の申請前3か月以内に交付を受けた住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。)

(注) ④については、写しを提出していただくほか、受付の際に原本を提示していただきます。

湘南港クルーザーヨット保管施設年間利用者募集申込書

神奈川県知事 殿

私は、湘南港クルーザーヨット保管施設年間利用者募集要項の記載内容及び応募資格等を了解のうえ、申し込みます。なお、この申込書に記載内容の不備又は虚偽の記載があるときは、申込み又は当選を無効とされても異議ありません。

平成 年 月 日

希望するバース (どちらか一方に○ をつけてください)	A 係留 (艇の長さ 11.0m 以下)	受付番号	※
	B 陸置 (艇の長さ 7.5m 以下 25 f クラスまで)		A - B -

ふりがな			
氏 名	(生年月日) 年 月 日		
住 所	〒 電話 ()		
上記以外 の連絡先	(名称) (所在地)	電話 ()	
共同利用者	<input type="checkbox"/> 有 (有の場合には、申込者を除く全員の氏名を裏面に記入のこと) <input type="checkbox"/> 無		
艇 型	<input type="checkbox"/> メーカー・型式 () <input type="checkbox"/> 型式未定 (購入予定)		
艇長 (実測)	m	艇幅 (実測)	m
備 考			

(注) 返信用封筒 2 通を添付してください。(各々に 80 円切手貼付、宛先を明記のこと。)

※印欄には、記入しないでください。

共同利用者名簿

1	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住 所	〒 電 話 ()
2	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住 所	〒 電 話 ()
3	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住 所	〒 電 話 ()
4	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住 所	〒 電 話 ()
5	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住 所	〒 電 話 ()
6	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住 所	〒 電 話 ()
7	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住 所	〒 電 話 ()
8	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住 所	〒 電 話 ()
9	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住 所	〒 電 話 ()

※9名まで登録することができます。

平成 24 年度湘南港ディンギーヨット保管施設利用者募集要項

目 次

- 1 申込みの受付
- 2 募集申込みについての注意事項及び主な利用条件
- 3 募集の申込みに必要な書類
- 4 利用通知書の送付
- 5 利用承認申請等手続き
- 6 利用承認申請に必要な書類
- ※ 別添 募集申込書

応募に当たっては、あらかじめ別添の「湘南港ディンギーヨット保管施設利用者（個人・法人・学校）募集申込書」に必要事項を記載の上、(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部(湘南港江の島ヨットハウス)窓口へ持参又は郵送していただき、書面審査終了後適格と認められた場合は改めて利用通知書を郵送いたしますので、その後に艇を搬入していただくことになります。応募条件等についてはこの募集要項を最後までお読みいただき、ご不明な点は窓口にご照会ください。また、この要領は一般(通年)利用について説明しております、短期のご利用については、お手数ですが直接窓口にご照会ください。

1 申込みの受付

(1) 受付期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日

(2) 受付方法 持参又は郵送

ただし、持参の場合、窓口の受付時間と休港日は次のとおりとなっておりますので、ご注意ください。

受付時間	4月29日から5月6日までの期間 5月12日から6月30日までの期間の 土曜日及び日曜日 7月1日から8月31日までの期間	午前8時から午後6時まで
	その他の期間	午前8時30分から午後5時まで
休港日	火曜日(6月1日から8月31日までの間を除く。ただし国民の祝日等が火曜日にあたる時は水曜日とし、5月の1日にあつては5月9日とする)	
	年末年始(12月29日から1月3日まで)	

(3) 申込み先

(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部 (湘南港江の島ヨットハウス内)

〒251-0036 藤沢市江の島1-12-2 Tel 0466-22-2128

別添の「湘南港ディンギーヨット保管施設利用者(個人・法人・学校・その他)募集申込書」に必要事項を記載の上、ヨットハウス窓口へ持参又は郵送してください。

- ・持参又は郵送された応募書類は、原則としてお返しできません。
- ・応募書類に不備がある場合(軽易なものを除く。)又は募集申込書に虚偽の記載がある場合は、申込みを無効とします。

2 募集申込みについての注意事項及び主な利用条件

(1) 募集の内容

区 分	艇の長さ	艇の幅
ディンギーヨット (陸置)	5.1 m 以下	1.8 m 以下

(注)・利用にあたっては、自力でスロープを使用して艇の揚げ降ろしすることを原則とします。

- ・艇の長さ及び艇の幅は、付属品を含んで実測した艇の全長、全幅をいいます。
- ・大型のディンギーで船外機を補助的に使用するものは、保管時に取り付けたままでは5.1mを超える場合が有りますので、取外して別途保管することを条件として募集いたします。
- ・規格を超えた大きさの艇(船台も含む)は応募できません。

(2) 応募艇数等

- ① 個人については、本人名義で艇を所有しているか、又は所有する予定がある方1人につき1艇の応募ができます。ただし、次の場合は、応募することはできません。
 - ・既に湘南港で名義人としてディンギーヨットの利用承認を受けている場合
 - ・既に湘南港で共同利用者としてディンギーヨットの利用承認を受けている場合 (ただし、応募に際して共同利用を廃止する場合は除きます。)
 - ② 法人のヨット部については、10艇(救助艇を含む。)から現在利用している艇数を引いた艇数を限度として応募ができます。
 - ③ 学校長が認めた課外活動として活動する学校のヨット部については、15艇(救助艇を含む)から現在利用している艇数を引いた艇数を限度として応募ができます。ただし、学校長が承認した団体である旨認めた書類を提出していただきます。
 - ④ 青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団体が、当該団体の本来の活動のために使用する艇を置く場合は窓口でご相談ください。
- (3) 応募書類を受け付けた後は、原則としてその内容を変更できません。
- (4) 次のような場合は、申込みを無効とします。
- ① 応募書類に不備(軽易なものを除く)又は虚偽の記載があることが判明した場合。
 - ② 実際の艇の「長さ・幅」が募集した規格を超えている場合。
 - ③ 艇搬入期間内(2か月以内)に艇を搬入して利用承認申請手続きを行わない場合。
- (5) 利用施設の位置は、(株)湘南なぎさパークで決定します。ただし、施設の管理上必要がある場合は、利用承認した施設を変更したり、臨時的に艇を移動していただくことがあります。
- (6) 施設の利用承認期間は1月以上1年間ですが、特別な支障がないと認められれば、継続して利用ができます。ただし、病気その他の理由がなく利用承認を受けた1年間に1度も出港しなかった場合は、継続利用できません。
- (7) 営利を目的とした施設の利用はできません。
- (8) 年間の利用料(平成24年4月1日現在の消費税を含む金額)は、次のとおりです。ただし、利用料の額を定めている「港湾の設置及び管理等に関する条例」が改訂されて現行の利用料の額が変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

ディンギーヨット陸置料(個人・法人のヨット部等一般利用の場合)

艇の長さ	県内在住者	県外在住者
4m以下のもの	143,820 円	172,620 円
4mを超え 4.5m以下のもの	170,310 円	204,310 円
4.5mを超え 5m以下のもの	210,250 円	252,350 円
5mを超え 5.5m以下のもの	249,600 円	299,530 円

(注) 法人のヨット部における「県内」「県外」の別は、法人の所在地により区分します。

- (9) 学校教育法第1条に規定する学校のヨット部等(当該学校の長が認めた課外活動として活動するものに限る。)が本来の活動のために使用する艇や、青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団体が、当該団体の本来の活動のために使用する艇等については利用料が1/2に減額ができます。

また、学校のヨット部等における「県内」「県外」の別は、学校等の所在地又は学校長が認めたヨット部の本拠地等により区分します。

利用料の減額についての詳細は、窓口にご照会ください。

3 募集の申込みに必要な書類

(1) 申込書

この募集要項に添付されている「湘南港ディンギーヨット保管施設利用者(個人・法人・学校・その他)募集申込書」に必要な事項を記載してください。

(2) 添付書類

① 個人の場合

- ・応募者本人及び共同利用者全員について、申込み前3か月以内に交付を受けた住民票又は外国人登録済証明書の写し(いずれも応募者本人及び共同利用者全員の氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。)
- ・18歳未満については、保護者の同意書

② 法人の場合

- ・申込み前3か月以内に交付を受けた商業登記簿謄本

③ 学校のヨット部の場合

次の事項について、学校長の氏名及び学校長印を記名・押印した、学校長が証明する書類(様式は問いません。)

- ・正規の課外活動として認められているヨット部であること
- ・学校の所在地
- ・ヨット部の本拠地(学校の所在地と同じ場合は、記載はいりません。)

※既に当該年度の証明書が提出され、湘南港で減免を受けている学校が艇を追加する場合は不要です。

④ 青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団

体の場合で利用料の減免を希望する場合

- ・団体の設立経過・活動状況・活動計画等を記載した書面
- ・海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために青少年を募集していることを証する書面
- ・減免申請書

※既に当該年度の証明書が提出され、湘南港で減免を受けている団体が艇を追加する場合は不要です。

(3) 返信用封筒 1通

- ・利用通知書を送付する際使用します。(応募者の氏名、住所、郵便番号を記載し、80円切手を貼ってください。)

4 利用通知書の送付

応募書類を受け付けた後、応募条件が適合した場合は2週間以内に「利用通知書」で受付番号、利用施設、艇を搬入する期間をお知らせするとともに、利用承認申請手続きに必要な書類を送付します。また、不適合の場合はその旨通知します。

なお、申込みが募集する艇数を上回った場合は、受付番号をお知らせし、先に申込みをした方が辞退した場合や利用を廃止した施設が生じた場合には、順次利用通知をします。

利用通知書を送付した後であっても、応募資格がないことが判明した場合は、申込みを無効とします。

5 利用承認申請等手続き

(1) 艇の搬入及び艇の長さ・艇の幅の実測

艇の搬入は、(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部と日程を調整のうえ、利用通知後2か月以内に行ってください。なお、土曜日、日曜日、祭日は混雑しますので、搬入日は、できるだけ休港日(火曜日)を除く平日にお願いします。

艇を湘南港に搬入した際に、附属品を含む艇の「長さ・幅」を実測し、募集した規格内であるかどうかを確認します。実測後規格を超えていた場合は受け入れできません。

なお、「船台」は、利用者の負担で用意していただきますが、船台の長さ及び幅はそれぞれ募集するヨットの規格を超えたものは使用できません。

(2) 利用承認申請手続き

艇の「長さ・幅」の確認を受けた後、窓口に利用承認申請書類(次項6 利用承認申請に必要な書類)を提出し、神奈川県収入証紙で利用料を納付していただきますが、一旦納付(貼付)していただいた料金はお返しできませんのでご注意ください。

なお、神奈川県収入証紙は窓口でも販売しています。

6 利用承認申請に必要な書類

(1) 利用承認申請書(利用通知書を郵送の際、同封してお送りします。)

(2) 添付書類

- ・誓約書(利用通知書を郵送の際、同封してお送りします。)
- ・艇の横全景写真(セール番号が分かるように写っているもの)
(裏面に申請者の氏名を記載のうえ、A4判の紙に貼ってください。)
- ・艇のカタログ又は図面(寸法等の仕様がわかるもの)

共同利用者名簿（申込者を除き4名まで）

ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日	※
住 所	〒 (電 話) ()	※
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日	※
住 所	〒 (電 話) ()	※
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日	※
住 所	〒 (電 話) ()	※
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日	※
住 所	〒 (電 話) ()	※